

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和2年3月17日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ熱海店 熱海市中央町858-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社 浜松市東区篠ヶ瀬町1295-1 代表取締役 神尾啓治

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	変更前	変更後
地下駐車場	100台	100台
立体駐車場2階	41台	41台
立体駐車場1階	38台	38台
隔地駐車場①	62台	62台
隔地駐車場②	63台	—
合計	304台	241台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
9箇所	7箇所

4 変更年月日

令和2年11月6日

5 届出年月日

令和2年3月5日